

平成 29 年 12 月 14 日

Ver.1

一般社団法人日本分析機器工業会

事務局

中小企業経営強化税制における証明書の発行に関する Q&A

Q1 当社は XXX を扱っておりますが、一般社団法人日本分析機器工業会(以下 JAIMA という)から証明書を発行してもらえますか。

A1 JAIMA から発行できるのは、統計上分析機器に分類されている機器のみです。その他は経済産業省のホームページを参照いただき、当該の工業会に申請ください。

Q2 同じ製品を何回も出荷する度に証明書の発行を申請しなければならないのでしょうか。

A2 同じ製品を同一ユーザーに複数台出荷するときは 1 回で結構です。そうでないときには別途発行請求が必要です。ただし、エビデンスは 1 度登録されればその登録番号を記入していただくことによって省略可能です。ただし、様式 1、様式 2 は必ず提出ください。

Q3 会員向けのサービスとして事前登録システムがあると聞いているが、当社のカタログまたは仕様を記載した表を送っても登録してもらえるか。

A3 事前登録の場合でも、1 品目ごとに審査いたします。その場合のエビデンスとしては公に公表されている文書（カタログないし仕様書）でもって旧製品と比較し判定いたします。従って、エビデンスをお送りされるときには一件ごとの包袋（角 2 封筒）をご用意ください。表では受け付けられません。

Q4 まったく新製品の場合（旧製品がない場合）はどうすればいいですか。

A4 下記のいずれかの方法によってください。

1) 社内に比較すべき一代前モデルがない場合でも、最新モデルの生産性向上に該当する指標項目と数値は必要です。社内の類似する機能・性能を持つ設備を抽出し、その設備と比較し、生産性向上の事実を示すことが必要です。

2)客観的に世の中に今までなかった新製品であることを証明するドキュメントを添付してください。

Q5 当社の製品はコンポーネントとなっており、個別には該当しないものが含まれております。このような場合にはどうすればよろしいですか。

A5 今回の税制優遇措置はユーザーが税務署に申請するときに使われるものです。従って、コンポーネントであってもそれらがユーザーの帳簿に1つの名称で記載される限り、個別の非該当は無視されます。ただし、この場合、1つの名称、型式で証明書の発行を依頼していただくこと。また、それに対応する旧製品があり、仕様上、年1%以上の生産性が向上していることが要件です。

システム製品の場合、一点一点合致する旧製品があることは必ずしも必要でなく、生産性の向上が根拠となるコンポーネントが含まれているものが明示できれば、そのコンポーネントの登録番号を記載して下されば結構です。

Q6 価格の記載は必要でしょうか。

A6 必要ありません。むしろ記入していただかないようにお願いします。既に入っているときには黒消しで見えないようにしていただけると助かります。納入価格は各社の秘密事項であり、当方も漏えいには配慮いたしますが、もともとその情報がないことが望ましいわけで、ご協力いただきたいと思いますとおもいます。価格に関する判断は税務署が致します。

Q7 当社の製品は特注がメインであり、名称、型式がありませんが、このような場合どうすればよろしいか。

A7 前回納入した時期とその仕様、今回納入するものの仕様書（対比表でも可）を添付してください。

Q8 当社は輸入販売を行っています。製品の発表時期は海外で早い時期にされますが、日本で販売される時期はかなり遅くなっています。旧製品の発表時期とは、国内での販売開

始時期と考えてよろしいでしょうか。

A8 最初に発売された時点ですので、この場合は海外で発売された時点が販売開始時期となります。

Q9 生産性の向上というところで精度の向上ということは認めていただけるのでしょうか。

A9 精度の向上のみならず、消費電力、サイズ（設置面積）、スループットなど、いろんな指標が考えられます。もしも疑問があればお気軽に事務局にご相談ください。

Q10 一世代前との比較では、マイナーチェンジしかしていないため、1%以上の向上はできていませんが、2世代前と比較しますと十分向上しています。このような場合はだめでしょうか。

A10 塗装色とか、軽微の変更での世代交代は世代交代とは認めないということがありますので、比較対象としては2世代前のもので結構です。ただし、エビデンスは3種類出してください。

Q11 証明書を付けても税務署で認めないということはありますか。

A11 控除を認めるのはあくまでも税務署なので最終判断は税務署となります。従って税務署の判断で認めないというケースはあるかもしれません。ただ、今回の法律の施行に際して、財務省と経済産業省とは綿密に協議していますので、よほどの理由がない限り、あり得ません。もし心配であれば、当該税務署に事前に相談するとよいと思います。

Q12 リース物品はどうでしょうか。

A12 リース物品については、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については対象となります。

ただ、即時移転されるものに関しては購入と同じ扱いですが、即時の移転ではない場合は即時償却は認められません。また、リース会社に対する税額控除はありません。

詳しくは税務署にご相談ください。

Q13 改良改修でも認められるか。

A13 固定資産台帳に計上される類のものであれば認められます。

Q14 登録年度の途中で新製品としての認定期間の6年が終了するのですが、このような場合はどうなりますか。

A14 年度ごとの認定としていますので、途中での失効はありません。

Q15 税制上での年度とはどういうものでしょうか。

A15 年度はメーカーや事業者に関わらず「1月～12月」といたします。会計年度ではありませんのでご注意ください。

Q16 デモ機など中古品を販売するときにもこの優遇は受けられますか。

A16 中古品は対象となりません。